

平成30年第4回滝川市議会定例会（第9日目）

平成30年12月13日（木）

午前 9時57分 開 議

午後 2時07分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 6号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第6号）

議案第 7号 平成30年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第 8号 平成30年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 9号 平成30年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第10号 平成30年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第11号 平成30年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第12号 平成30年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第14号 滝川市乾杯条例

日程第 5 報告第 1号 例月現金出納検査報告について

日程第 6 意見書案第1号 日米物品貿易協定交渉に関する要望意見書

意見書案第2号 認知症施策の推進を求める要望意見書

日程第 7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（18名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	舘 内 孝 夫 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	山 本 正 信 君	6番	安 樂 良 幸 君
7番	本 間 保 昭 君	8番	田 村 勇 君
9番	井 上 正 雄 君	10番	水 口 典 一 君
11番	小 野 保 之 君	12番	渡 邊 龍 之 君
13番	木 下 八重子 君	14番	山 口 清 悦 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	関 藤 龍 也 君	18番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市	長	前	田	康	吉	君
教	育	山	崎		猛	君
会	計	田	湯	宏	昌	君
市	民	館		敏	弘	君
保	健	国	嶋	隆	雄	君
建	設	山	崎	智	弘	君
教	育	田	中	嘉	樹	君
監	査	杉	原	慶	紀	君
企	画	稲	井	健	二	君

副	市	長	千	田	史	朗	君
監	査	委	宮	崎	英	彰	君
総	務	部	中	島	純	一	君
市	民	生	浦	川	学	央	君
産	業	振	長	瀬	文	敬	君
市	立	病	椿		真	人	君
教	育	部	栗	井	康	裕	君
総	務	課	深	村	栄	司	君
財	政	課	堀	之	内	孝	則
							君

○本会議事務従事者

事	務	局	長	竹	谷	和	徳	君
書			記	村	井		理	君

次		長	菊	田	健	二	君
書		記	池	田	茂	喜	君

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において清水議員、山本議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は10名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位11番目の方の質問に入ります。

質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

館内議員の発言を許します。館内議員。

○館内議員 日本共産党の館内でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告ののって質問をさせていただきます。

◎1、市民行政

1、パートナーシップ制度の取り組みについて

初めに、市民行政の中からパートナーシップ制度の取り組みについてお尋ねをいたします。平成27年から東京都渋谷区を皮切りにパートナーシップ認証制度がスタートしました。この制度は、全国の自治体へ広がりを見せております。ちなみに、パートナーシップ制度というものは、婚姻が日本の法律ではできない関係を自治体が認めるといような制度になっておりますが、札幌市では昨年の6月からこの制度が始まっております。制度が取り入れられてから1年以上経過しておりますが、本市としては札幌市の取り組みをどのように評価をされているか。本市において、仮にパートナーシップ制度を設計し、運用するとした場合、どのような課題があると考えているか。また、パートナーシップ制度を制定すべきだと考えておりますが、市の見解をお伺いいたします。

○議長 長 館内議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部次長。

○市民生活部次長 おはようございます。札幌市のパートナーシップ宣誓制度についてですが、札幌市の制度はLGBTなどの性的マイノリティーの方の生きづらさをなくして、性の多様性を尊重する施策として政令指定都市として、そして道内自治体として初めて導入されました。制度導入1年間で全国最多となる42組が宣誓され、当事者の方の要望に応じているものと評価しております。

滝川市では、昨年度からLGBTに関してパンフレットの配布や広報の特集を通じて啓発に取り

組んでいるところです。また、市民団体等の取り組みとしましても、まちづくりセンター主催の講演会の開催ですとか、当事者と親の会であるレインボーファミリー空知支店の発足、さらには中学生や高校生などが壁新聞やラジオ番組、あるいは人権作文でLGBTを題材にするなど、市内各所、各世代でLGBTに関する啓発が広がっているというふうには認識しております。

滝川市における制度の導入についてですが、先進地の状況を見ると、制度導入により本当に当事者の皆さんの生きづらさが解消していくためには、何よりも市民あるいは民間企業の理解が必要不可欠だと感じております。こうしたことから、今はまず啓発並びに市民団体等の支援に引き続き努めていきたいと考えておりますし、当事者の方を初め、市民の皆さんや民間企業の声を聞きながら制度の是非やそのあり方について検討してまいりたいと考えております。

○議 長 館内議員。

○館内議員 ただいま当事者の方に対する支援、また民間の取り組みを支援するというご答弁をいただいたのですが、具体的に性的マイノリティー当事者の方がこの地方のまちから表明するという事はなかなか難しい状況というものはあると思うのですけれども、どのような形で当事者に対する支援をなさっていくか、そのようなご計画があるかどうかお尋ねをいたします。

○議 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 先進地の事例になりますけれども、札幌市などではもともと制度、要綱でつくられたときの課題として多くの方が深刻な困難を感じている実態があるということで、その具体的な例としまして、学校で誰にも相談できず、自死に追い込まれた方もいるとか、あるいは居場所がなく孤立してしまった。もっと身近で言ったらなんですけれども、民間等の理解を広めたいところに同性のパートナーが入院した際に付き添いができなかったり、アパートですとか住宅と一緒に入居されることが認められるとか認められないとか、そういったところについてはやっぱり民間あるいは市民の皆さんの理解があってこそこの制度が活かされるのではないかと。札幌市では、民間企業をそういう協力企業として認めるような制度も行われていますけれども、そういったことも考えながら民間あるいは市民の皆さんの声を聞きたいという点と、そういう機運が広がっていくためにはもう少し、なかなか発言しづらいといいますか、活動しづらい点もあるのですが、そういった当事者の皆さんの本当の生きづらさでなくて、自分らしく生きれるというような環境を発信してもらえれば、我々行政としてもいろんなことができていくのかなというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議 長 館内議員。

○館内議員 ご答弁ありがとうございます。自分らしく生きていける環境をぜひとも整えていていただきたいと思います。

◎2、教育行政

1、給食費の値上げと保護者負担増について

次の質問に移らせていただきます。教育行政から、給食費の値上げと保護者負担増についてお尋ねをいたします。学校給食費値上げ案が発表されまして、来年4月から実施に向け年末にも保護者

に周知されると聞いておりますが、教育委員会の説明は滝川市の学校給食費は2014年度消費税増税時に改定して以降、食材価格が上昇する中、献立の工夫や物資選定による食材費の抑制など、さまざまな努力により学校給食費を据え置いたまま給食の提供を続けてきました。しかし、近年主食費（御飯やパンなど）や牛乳代の価格高騰が続いていることから、副食費（おかずや汁物、調味料など）を節減して対応していましたが、その副食の食材費も上昇していることから、献立内容を維持することが非常に困難な状況にあります。つきましては、児童生徒に栄養バランスのとれた安全、安心な学校給食を安定的に提供していくため、2019年4月から学校給食費を改定します。改定案は、1食当たりの単価として小学校の学校給食費18円、中学校の学校給食費21円を増額するものです。これにより、年間負担費は195食として小学校5万115円、3,500円増と中学校6万450円、4,095円増になります。給食費は、市長が就任した2011年以後は2014年度に消費税増税分の値上げ、小学校7円、中学校9円が行われたのですが、それ以前に前市長のもとで2008年度に各18円、また22円の値上げが行われておりまして、10年間の値上げは43円、20パーセントと52円、20パーセントです。食材の値上げ分の財源確保は、迅速、確実に行わなければならない点では、日本共産党も同じ考えでございます。しかし、値上げがどこに大きく影響するのかなのですが、まず1点目、対象児童生徒数と就学援助や要保護世帯を除く値上げになる人数はいかがか。2点目、就学援助分の市の負担総額は幾らになるのか。3点目、保護者の負担総額は幾らになるのか。4点目、保護者負担がわずか10年間に20パーセントもふえることについてどのように考えるかお尋ねをいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 学校給食のご質問ですけれども、まず平成30年11月末現在の学校給食を利用している児童生徒数をもとに答弁させていただきます。

まず、対象児童生徒数については、全体で2,709人、このうち就学援助や要保護世帯を除いた人数、これが2,217人となっております。

2番目のご質問ですけれども、就学援助分の市の負担総額、これは改定前で年額2,341万円、改定後は2,515万円で約174万円の増と試算しております。

3番目ですけれども、保護者の負担総額でありますけれども、これは改定前、年額約1億1,053万円、改定後は約1億1,874万円で、約821万円の増となっております。

4番目のご質問で、10年間で20パーセントの値上げというご質問の中にありましたけれども、少しその背景を申し上げますけれども、平成20年度に値上げをしている中身としましては、平成12年から19年まで給食費は据え置いております。今回と同じように、その間の食材の値上げ分として20年度に上げているということからいきますと、平成12年から今回の値上げ、約20年間で20パーセントと。ですから、例えば10年間で申し上げますと、20年度から比べると10.7パーセントの増というような中身であるということ踏まえて答弁させていただきます。平成26年度に消費税増税分について値上げをさせていただいておりますけれども、純粹に食材に使える金額については、平成20年4月の改定以降、11年間変わっていないという状況でございます。この間、食材費の値上がりをする中、献立の工夫など何とか対応してまいりましたが、最近になっ

て御飯やパン、要するに米、小麦など主食や牛乳を初めとしました多くの食材の値上がりが続いております。現在献立内容を維持することが非常に難しい状況となっております。学校給食法におきましては、給食を実施するさまざまな経費のうち食材費についてのみは保護者の負担というふうになっております。そんなことから、保護者の方に値上げ分も含めたご負担をお願いすることになりますけれども、安全で栄養バランスのとれた学校給食を児童生徒に安定的に供給するためにご理解をいただきたいと、そのように考えている次第でございます。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 2点目の質問に移らせていただきます。

市長は、本年6月の第2回定例会で日本共産党、清水議員の一般質問に以下のように答えております。私は、当初給食費の無償化という公約を掲げさせていただきました。その後、議会でさまざまなご質問をいただきながら、その難しさ、やりたいけれども、できない。大変なのですというご答弁をさせていただいてきたと思います。現在もそのような状況でございまして、財政健全化を進める中においてももっとしっかりと検討しなければいけない。市民サービスを少しでも低下させないための努力も必要でございますので、今後の検討課題とお考えいただきたいと思っております。検討を続けて8年間経過されておりますけれども、無償化の公約に対して負担増という結果になってしまっている状況でございます。確かにいろいろな部分において、一般市民に関しても買い物に行ったときに実質値上げという商品が多く見受けられているという話を聞いておりますので、このことに関しては本当に驚くばかりなのですが、給食費は上げるが、時期を合わせて給食費補助を制度化して保護費負担を減らす考えはないのかお伺いをいたします。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの館内議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、今回の学校給食費の改定、先ほど教育部長から答弁をさせていただきました。食費や牛乳代の価格高騰が続いているという。そのために副食費を節減して対応してまいりましたけれども、その副食の食材費も上昇していることから献立内容を維持することが困難だということから改定するものでございます。

今ほどご質問の中にごございましたとおり、今年6月の第2回定例会で清水議員のご質問に答えました。また、その前にも何度かそのようなご質問をいただいております。私も公約とした以上は何とか実現したいという思いを持ってまいりました。毎年予算をつくる中において、何とかならないかという思いで臨んでいたわけでございますけれども、やはり財政健全化を進める中において多額の固定費の支出を決めてしまうことが、ずっとそれがおもしろいのは大変問題であるということから、まずは足腰の強い財政構造をつくって、その上で検討していきたいというふうに考えたところでございます。私としましては、本当にじくじした思い、申しわけない思いでいっぱいではございます。残念ながら、実現に至っておりませんが、私はやはり子育て支援や教育というのは重要なテーマだということは十分感じております。小中学校の耐震化100パーセント実現をさせていただきました。児童生徒の安全確保のための修繕等も優先をさせていただいております。特に給食室などもそのような形で進めてまいりました。また、教育行政のみならず、山積する市政課題に

対応するための取捨選択をしながら、さまざまな政策を今行っているところでございます。このような状況の中でございまして、ご提案のとおり給食費補助により保護者の負担を軽減するということも本当にご提案のとおりだというふうに私も考えております。ただ、予算化を必要とする諸課題の中で優先順位とあるわけでございますので、現時点では補助の実施はなかなか難しいという判断をさせていただいております。これからしっかりと財政健全化を行っていきまして、その財政健全化が図れた折にはしっかりとその辺の検討をしてみたいというふうに考えている次第でございますので、ぜひともご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長 長 以上をもちまして館内議員の質問を終了いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 おはようございます。日本共産党の清水雅人です。通告順に従いまして、一般質問を行います。

◎ 1、市立病院

- 1、市立病院の医師確保について
- 2、医療収益低迷の環境要因について
- 3、市立病院の資金不足について

まず、市立病院についてですが、市立病院の医師確保についての市長の認識を伺います。第1要旨になりますが、公立病院の経営を劇的に悪化させる大学医局による医師の派遣中止を、市立病院も産婦人科、また今年度は小児科などで経験しながらも、その後の医師確保を行ってまいりました。引き揚げ判断は大学医局がするのですから、市立病院としてはそれを防ぐために、歴代院長、副院長を先頭にした取り組みが行われてきました。それは、医師が来たくない病院にならない対策でもあります。この主な取り組みについて、私の大事だと、重要だと思った取り組みを列記したいと思います。

1つ目は、6年前33人だった常勤医師数は、その後ふえて36人前後、初期研修医を除いた医師数を維持しております。これは、大都市部遍在、また医師争奪戦の中で結果を出しているのではないのでしょうか。

2つ目、毎月延べ100人を超える出張医の確保、宿直専門出張医の新規契約により、この常勤体制を補完しています。

3つ目、病院規模から見て外来1日600人が適正と言われる中、市立病院の場合ですね、800人台の外来診療を続けながら総合病院の使命である入院患者についても病床稼働率75パーセント、2017年度実績の稼働を続けております。これは、超過勤務月80時間を超える医師も多い中で行われ、これ以上の労働は求められない状況と思います。

4つ目、医師事務作業補助者（ドクターズクラーク）10人、そして薬剤師、理学療法士、作業療法士の増員、これを2016年度、17年度に合計8人ふやしております。

5つ目、滝川高等看護学院からの安定した採用など、医師負担軽減と病院機能を同規模病院並み

にする看護師確保対策を実施しております。以上を踏まえて、市立病院の医師確保についての市長の認識を伺います。この認識は、これまで市立病院の経営について各種の報告がされてまいりました。こういう中で、私は市立病院の医師確保対策については、もう十分過ぎる努力を既に行ってきたというふうに認識をしておりますが、市長の認識を伺います。

○議 長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 ただいまの清水議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、議員おっしゃるとおり、医師の招聘、大変重要な課題であるということは私も強く認識をしております。小児科常勤医師の大学医局からの派遣中止は、市立病院だけでなく、滝川市にとっても重大な案件でありました。市立病院が中心となりまして、さまざまな働きかけを行い、どうにか60歳代の医師を常勤医師として独自に招聘することができました。夜間対応や入院診療は制限されることとなりましたけれども、外来診療や予防接種は従来どおり対応することができております。これも多くの方々のご努力の結果と感謝しているところであります。医師招聘で一番重要なことは、やはり医師を派遣していただいている道内3医育大学との関係を良好に保つことということを認識しております。これにつきましては、院長が年に数回、各診療科の大学医局を直接訪問し、医師の継続派遣や増員などのお願いをしてきていただいております。私も以前から状況に応じまして院長と同行するなど、大学医局を訪問しております。昨年は、院長とともに小児科医や整形外科の大学医局を訪問させていただきました。当市の窮状を訴えてまいったところでもあります。今後も医師招聘に向けまして積極的に大学医局を訪問していきたい。私自身のみずからのフットワークも使ってお願いをしていきたいというふうに考えております。

また、医師の働き方改革でございしますが、それが推し進められている中、医師の負担軽減や処遇改善に努めていくことも大切であるというふうに思っております。医師の事務作業補助者や薬剤師の増員を図っておりますが、医師でなくてもできることは可能な限り周りのスタッフができるように体制づくりを進めるなど、医師の働きやすい環境整備にも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私が市立病院についてということで、まず最初にこの医師確保についてを十分過ぎるぐらいの努力がずっと行われてきているということを述べた理由は、冒頭述べた約10年前に大学医局から臨床研修医制度が始まったことによる大学医局の医師激減、これによって留萌市立、深川市立、赤平市立、この3病院は特に激しい影響を受けまして、軒並み5億円とか、場合によっては年間10億円とか、そういう赤字が出たことがございました。現在の患者数の変動による赤字、これとはまた全く別の、危機的なことが今後いつ起きてもおかしくない、そういう状況に滝川市立病院はいつも直面を続けているわけです。そういう中で、一方で滝川市立病院の医師の質や量について疑問の声が議会などでも上げられるということは、私はゆゆしき理解、認識だなというふうに思っているところです。

そこで、市長にこれまでの医師確保に対する院長、副院長を中心とした、もちろん市長も頑張られてまいりましたが、こういう取り組みが本当にもうマックスに来ているのだということについて

の認識を改めてお伺いをいたします。

○議長 長 市長。

○市長 改めてということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおりいろいろと医局等を回って医局の先生方のお話を聞くと、かなり厳しいお話をいただきます。これは、滝川市立病院のみならず、全道の公的病院が直面している問題であるというふうに考えております。先般の新聞記事によりますと、砂川市立病院でさえ医師の派遣がなくて大変だという話が載っております。3次医療体制の病院でさえそのようになるということでございますので、滝川市立病院、2次医療体制を維持するためには、やはり大きな課題に向けて皆さんとともに努力しなければいけません、一自治体だけでは困難なところもありますので、道や国に対してもその問題について強く訴えかけていきたいということは思っております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それでは、ただいまの点では市長と認識をほぼ共有できるなというふうに感じました。

そこで、医療収益低迷の、今度は環境要因です。医療収益低迷は、先週土曜日、道新でも報道されているように、なかなか単年度の黒字が難しいという報道もされておりますが、これが実は環境要因が大変大きいのだということについての市長の認識を伺います。

医師、看護師等の人数と技術水準を確保向上させても、中空知2次医療圏の環境は悪化しております。経営努力だけでは収支改善は大変です。その状況は、以下のとおりと私は考えますが、その点を列記いたします。

1つ目、2次医療圏内の人口が10年で約10パーセント減少していることを考慮すれば、毎年1パーセントの減少は自然減ではないでしょうか。

2つ目は、医業収益の多くを占める入院患者の減少は、2次医療圏の住民の入院先が砂川市立病院ではなく、札幌市内の病院に急激に移行したこと、これによるものであると考えます。滝川市国民健康保険加入者調べでは、入院で2014年度から3年間に札幌市内への入院先の変更は7.9パーセントから18.6パーセントにまで増加したわけです。このように患者の高度専門医療機関をより選択する流れが加速していること、こういう環境変化があります。2015年度からの入院患者数激減の、市立病院のですね、激減の要因は、市立病院の質や努力の低下などではないことは明らかではないでしょうか。ちなみに、2014年度からの3年間に市国保加入者の入院先は、滝川市立病院が25.5パーセントから18.7パーセントに6.8パーセント減少しておりますが、ほとんど同じように砂川市立病院への入院も22.7パーセントから15.8パーセントへと6.5パーセント減っております。滝川市立病院特有の、いわゆる患者数減は特有の要因ではないということを描きたいと思えます。

3つ目は、外来収益はこの3年間に19億4,018万円から19億5,361万円と横ばいで推移し、2017年度は20億2,700万円に増加しております。これに対して、入院収益は3年間に35億6,889万円から30億3,360万円に激減いたしました。その後回復基調にあり、2017年度は34億1,243万円まで増加をいたしました。今年度また低迷をし、20

13年度水準に戻す見込みには至っておりません。こういう、いわゆる医療収益の減少は、滝川市立病院特有の状況でもなければ、また滝川市立病院の量、質の、そういう滝川市立病院が原因の医療収益減少ではないということについて、市長の認識を伺います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますけれども、清水議員のおっしゃるとおりだと私も思っております。中空知医療圏の人口推計、確かに10年間で約10パーセントの人口減少が見込まれております。逆に滝川市内の65歳以上の老年人口に関しましては、増加傾向が続くと推計しております。それに伴いまして、平成32年度までは入院患者数はふえ、入院診療の需要はあるものと見込んでおります。医業収益に関しましては、外来収益はまさに医師を初めとする病院スタッフの努力によって診療単価のアップを実現しておりまして、横ばい、もしくは上昇基調ということになっていただいております。一方、医業収益の約6割を占めている入院収益、ご指摘のとおり減少しております。これは、言いかえますと入院患者数の減少ということになろうかと思いますが、この問題は現在の市立病院の経営にかなりのダメージを与えているということはお指摘のとおりだというふうに思っております。この入院患者数の減少には、さまざまな要因があるかと思いますが、議員が先ほどおっしゃいましたように、私も市立病院の医療の質や病院スタッフの努力が低下したとは思っておりません。今は、診療分野における専門化もどんどん進んでおりますことから、より高度で専門的な治療を望んで、入院先を札幌などの都市部に求めるというような志向もふえているものと、その影響も大きいものというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 全く認識を共有しているというふうに思います。

それでは、次に移りますが、次は市立病院の資金不足についての市長の認識を伺いたいと思います。滝川市立病院経営計画、2016年度から2020年度の中に5、一般会計負担の考え方という項目がありまして、以下のように述べていますので、長文ですが、引用させていただきます。地方公営企業は独立採算制を原則としているが、採算をとることが困難な場合でも地域住民に対する医療体制を確保しなければならないという自治体病院の役割を考慮し、地方公営企業繰出金について、これは総務副大臣通知ですが、により一般会計に負担を求めている。当市の一般会計繰出金については、総務副大臣通知に準ずるとしながらも、一般会計の財政状況を勘案し、その金額は交付税算定額を基本とした内容にとどまっている。しかしながら、急速に病院事業運営が厳しさを増す中、病院の経営努力だけでは収支の健全化を図ることは極めて困難な状況となっている。一般会計の負担のあり方については、一般会計の財政状況及び病院事業会計の収支状況を勘案しつつ現在の内容を下限として市と協議していく、引用を終わりますが、というものです。この考えのもと、資金不足が悪化する中でどのように勘案し、市立病院との協議を行っているのか、これについての市長の認識を伺います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますが、従来市立病院繰出金の協議につきましては、新年

度予算協議の中で真摯に協議をし、その都度整理をしてきております。市立病院には、総務副大臣通知の繰り出し基準どおりには繰り出していません。申しわけございません。しかしながら、医師の招聘や処遇改善に必要な費用の一部など、市として可能な範囲で上積みさせていただいているというところであります。病院職員の皆さんには大変ご苦勞をかけていますけれども、市の財政状況もぜひ理解していただき、頑張っているというふうに思っております。

市立病院の経営状況は、28年度、29年度と2億円ずつ医業収益を増加させており、ある程度順調に改善してきましたけれども、今年度は想定外に入院患者が減少しており、再び経営が悪化していることから、その要因の分析と今後の対応についてが喫緊の課題であると認識をしております。市といたしましても、このような状況を踏まえ、市立病院との連携を一層強め、健全経営に取り組んでいくことが必要だというふうに考えております。市の財政基盤とのバランスも考慮しながら、繰出金のあり方について今後とも市立病院と協議するというふうに認識をしているところであります。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 市長も地方公営企業法による繰り出しについては、おわびの言葉を述べられましたが、そういうことで繰り出し基準に近い繰り出しをしたいという考え方については、同じ考え方に立っているということを理解いたしました。

そこで、次に移りますが、2点目として資金不足は短期借入れでしのいでいます。これは、一般会計等の基金、昨年度は22億円強の一般会計の基金がございますが、これを会計間で貸し付けをしていると、こういう形でしのいでいます。金額は、今年度10月末で8億231万円で、年度末で7億円を超える見込みが厚生常任委員会で報告されました。この結果、最も医療収益が落ち込んだ2015年末、4億9,139万円から、平均すると1年間に約8,000万円ずつ資金不足がふえているということになります。ちなみに、2014年度末は資金不足はゼロで、資金はプラスだったということです。この問題は2015年度から深刻になっているわけですが、診療収益は2014年度、2017年度より悪いですが、今年度ですね。しかし、2015年度や2016年度を上回る状況です。前述の環境要因、いわゆる環境悪化を考慮すれば、経営としては十分に検討しているというふうに私は考えます。

そこで、まず1点目として、資金不足の回復は医療収益など市立病院の経営努力では限界に来ているのではないのでしょうか。

2点目として、滝川市立病院経営計画の指標分析では滝川市立病院は医業収支比率85.7パーセント、経常収支比率93.9パーセントでした。ここで経常収支比率から医業収支比率を引いた場合、2014年度では全国の地方公営企業法適用病院平均で9.2パーセント、また道内市町村立病院で平均は12.8パーセントになっています。これに対して、滝川市立病院は8.2パーセントにとどまっています。なお、経常収支比率から医業収支比率を引いたものの金額で最も影響が大きいものは他会計負担金で、いわゆる先ほど市長が基準より不足しているということでおわびをされた繰出金、これが滝川市立病院の場合9.6パーセントを占めています。これを考慮すると、

他会計負担金を経常支出の1から4.6パーセント相当ふやして、経常収支比率を全国、全道の市町村立病院等の平均まで引き上げることが公立病院を経営する自治体として平均的なこととして求められているのではないのでしょうか、市長の認識を伺います。

○議長 長 市長。

○市長 今のご質問の市立病院の経営努力だけでは限界に来ているのではという点につきましては、さまざまな環境から自治体病院の経営が厳しさを増している中、この問題を市立病院だけに丸投げして、こちらは知りませんよと言うつもりは全くございません。先ほども申し上げましたけれども、市といたしましてもなお一層市立病院と連携を強めながら市立病院の健全経営に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

その1つといたしまして、総務副大臣通知の繰り出し基準を市立病院に繰り出させていないという状況がありますので、この繰り出しの見直し検討は必要なものであるというふうに考えております。しかしながら、市立病院の繰り出しを増額するとなれば、その財源が必要となります。滝川市全体の政策に影響を及ぼす問題となりますので、かなり慎重な検討が必要であるというふうに思っております。また、市立病院の健全経営に向けては、繰り出しの増額だけではなくて、他の対策も必要だというふうに考えております。現在の取り巻く環境を踏まえまして、滝川市立病院のあるべき姿、担うべく役割はしっかりと認識をしていく。その上でどのような対策をとっていくのかが重要であります。医師、看護師を初め、医療スタッフの確保ができなければ、収益向上はもとより、サービスの提供にも支障が出てくることになりますので、医療スタッフの確保も重要な課題であると認識しております。滝川市立病院は、市民の皆さんにとって、中空知にとって必要不可欠な病院であります。最大限の危機感を持って健全経営に取り組んでいく所存でございます。ぜひともご理解をいただきますとともに、議員各位もこの危機感を共有していただきまして、さまざまなご示唆をいただきますことをお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 1点目の限界に来ているのではないかとということを市長も同様の認識をされているからこそ、財源についてよく検討して、繰り出し基準の見直しは必要だということを述べられたというふうに思います。

そこで、財政との関係で私言いたいのですが、これは平成27年度から31年度までの財政健全化計画がありますが、これは4年前、衝撃的な健全化計画の船をこぎ出したわけですが、そのときは平成30年度には基金はゼロになるということを言っていました。そういう可能性がある。毎年5億円ずつ基金を使っていかなければいけないのだと。ところが、平成29年度末は一般会計で22億円を超える、ほぼ平成26年度末水準を維持するところまで、滝川市の理事者、職員の皆様が本当に市民のご協力も得ながら努力をされた結果、ほぼ財政健全化計画は成功して、財源的には一定の繰り出しをふやす要件が私はあるというふうに考えています。

まず1点目、そこについての、先ほど市長は慎重に検討すると言うので、ここを余り突っ込んで聞いたら、これは一般質問になじまないのではないかとということにもなるので、この点はお聞きし

ませんが、一つこれは市民の方にとって、やっぱりこういうふうには北海道新聞等で報道されると、市は何をやっているのだと、市立病院は一体何をやっているのだというふうに思われるのです。そこで、ここを私はきちっと市民の皆さんに理解をしていただく必要があると。つまり、先ほど私が言ったように、道内市立病院の平均の繰り出しを、繰り出しというのは経常収支比率から医業収支比率を引いた分、この差額というものを道内市立病院並みにすれば、これは滝川でいうと4.6パーセント。4.6パーセントというのは、分母が68億円ですから、大体3億円ぐらいになるのです。だから、今よりも繰り出しを3億円ふやせば、これで道内で平均なのです。そうすれば、市立病院は全くの黒字病院となりまして、ただこれは会計上のことなので、市民の方には非常にわかりづらいと。だから、滝川市は道内の平均的な公立病院への繰り出しの額、率を下回っているのです、市立病院は赤字に見えるという説明を広報等でよくやって、市長が私の質問に答弁していただいた滝川市立病院の内容を市民によく理解していただくような努力について行う必要があるのではないのでしょうか。市長のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますが、財調につきまして財政健全化がなし遂げたのではないかというお褒めをいただいたように思いますが、私はまだまだだというふうに思っております。乾いたぞうきんを絞るように、強く絞って、職員の皆様方の努力、そして市民の皆さんのご理解のもと、ここまで何とか財調を残してまいりましたけれども、さてそれで足りているかという、何かあったときには全然足りないと私は思っておりまして、まだまだ財調をしっかりとした、足腰の強い財政になるまで持っていかなければいけないというふうに考えております。そういう意味では、簡単に取り崩すということは考えておりません。先ほどお話ししたとおり、しっかりと検討しながら考えてまいりたいというふうに思っております。

また、市民の皆さんに対してもっと言うべきだということ、私もそう思っております。さきの市政報告会で私もそのことを強く報告会に来た市民の皆さん方にお話をさせていただきました。市民の病院として皆さんで守ることをぜひ考えていただきたいという願いを申し上げました。これからは機会をいただければ、そのようなお話を都度させていただいて、市民の病院をみんなで守ろうという意思を強く持っていただけるよう努力してまいりたいというように思っております。

そして、この危機感を共有し、議員各位のご協力を申し上げたのは、市議会議員の皆さん方もしっかりとその点を市民の皆さんに伝える役目を担っていただいて、議会、そして市、行政、全体となって市民の皆さんとともに市立病院を守るのだ、つくっていくのだという意識を共有できるような環境をつくってまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 市長のきょうのご答弁というのは大変重いというふうに思いますので、新年度協議は骨格予算ということですから、そこまで踏み込めるかどうか分かりませんが、来年度の第2回定例会などに向けた予算協議をしっかりと進めていただきたいということをお願いいたしまして、次に移りたいと思います。

◎2、土木行政

- 1、中島町雪捨て場について
- 2、投雪・拡幅の予算と効果について
- 3、今年度の改善点について

次は、土木行政です。まず、中島町の雪捨て場について伺いますが、昨年度の排雪は市の町内会排雪事業で町内会負担が40万円にも上るところがあり、大雪が続けば事業継続が困難な町内会も出てくると思われます。原因は、大雪だけではなく、実施時期が1月末から2月いっぱいと遅いこともあります。最大の原因は雪捨て場が遠く、必要ダンプ台数が15台程度も必要になること。ダンプ台数が多いと市の歳出も当然ふえます。現在の大型用雪捨て場が中島町、江部乙町の両端にあることは、近年のダンプ不足や労務単価上昇を考慮すると、より近い雪捨て場が必要と考えます。

そこで、1点目、中島町雪捨て場の広さ、運営費について。

2点目、中島町の雪捨て場にかわる、あるいは補完する新たな雪捨て場を河川敷の市街地に近いところに設置を検討することについて、必要性和検討経過について。

3点目、国土交通省河川事務所の考え方について伺います。

○議長 建設部長。

○建設部長 ご質問の中島町雪堆積場は、北海道開発局より占用許可を受け、中島町の河川敷地に開設をしております。その面積は9ヘクタール、運営費は春の融雪作業を含めまして約4,000万円となっております。市内には、公共空間である石狩川、空知川の広大な河川敷を有しており、ご質問の比較的市街地に近い河川敷については、市民ゴルフ場やスカイパークを初めとする市内外の人々が憩える場として既に北海道開発局より公園緑地として占用許可を得て利活用しているところでございます。

河川敷を利用した雪堆積場の占用に当たっては、これまでもさまざまな場所を検討してきた経過がございます。しかしながら、新たな雪堆積場の開設には場内の整備に加え、運搬車両の往来や堆雪による河川施設への影響がないように整備し、管理する必要がございます。また、堆雪した雪に混入しているごみや土砂、融雪剤による緑への影響なども懸念され、市街地に近く市民誰もが利用できる公園緑地空間にはそぐわない状況となることや、その整備及び管理に係る費用対効果からも現在の市内3カ所にある雪堆積場が最適であると考えているところでございます。

河川敷の管理者である北海道開発局からは、春先の融雪や降雨により河川から増水したときに堆雪された雪や川の流れの支障とならないように、さらに市民の憩いの場として広く利用されている公園利用の支障とならないことを前提に、雪堆積場としての許可を得ているところでございます。

なお、ご質問の冒頭にございました町内会排雪につきましては、申請時に実施希望時期をお聞きいたしまして、極力ご希望に添えるように計画的に実施しているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 さまざまな理由を述べて、中島町以外にはあり得ないというご答弁だったというふうに思います。世の中は、未来永劫中島町ではないと思いますので、どこかでやはり15台必要なのか、10台でいけるところでいいのでないか、5台で済む近い場所が確保できるぞということが当然考えられるわけです。4,000万円かかっていますが、ダンプは1日約6万円です。ですから、650台ぐらいですね。そうすると、1日2セット動くと30台ですから、4,000万円というのは20日分ぐらいですか。20日分ぐらいのダンプがもし減らせることがあれば、もう一カ所ふやしても4,000万円、元取れるのです。こういったことについて検討はされているでしょうか。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 再質問にお答えいたします。

ご質問にありますように、やはり雪捨て場が近くにあれば、それは運搬費の部分で軽減が図れると。それは、事実でございます。ただ、先ほどもご答弁いたしましたように、そういった雪堆積場については今までも随分検討してきた経緯がございます。また、検討した結果なのですけれども、たまたま今の河川敷の利用状況もございまして、近場にそういった場所が設置ができなかったというのも今の現状でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私は、この質問をしている背景には、財政が厳しい中で、なおかつ昨年のような、本当に大雪がこれから続いた場合に、冬の市民生活がまさに災害状況に陥るわけです。こういうことを繰り返さないために何ができるかということで、私はこれを提案のような形でお聞きをしているのだけれども、何か全くやる気を感じさせない。だから、現実中島町は坂上から行くのですから。ダンプ帰ってくるのに1時間もかかる。こんなことをずっとこれから繰り返すのか。近くなれば、当然ダンプの経費も浮くわけですから、そういう点でも排雪も向上し、財政も豊かだ、こういう提案について検討しないのでしょうか。最初に言えばよかったでしょうが、副市長のお考えを伺います。

○議長 長 副市長。

○副市長 清水議員のご質問ですけれども、検討していないというのは検討していますから、それは誤解ないようによろしくお願いいたします。

たられればの話をしたら、どこにでも雪を置けるかということ、そうではないですね。置ける状況、先ほど建設部長が何回もご答弁していますけれども、いろんな経過の中でここが最適だということで雪捨て場を決めさせていただいているわけです。それは、遠いからここにつくるとか、簡単に物を言ってもらってはちょっと困るなというところがあります。そういう中では、検討を十分していますので、そのあたりはご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それでは、次に移ります。

投雪・拡幅の予算と効果についてですが、飛ばす場所がない市街地の投雪・拡幅については、一時的な効果は理解できますが、高さなどの限界もあり、費用対効果について考えたいと思います。

そこで、まず1点目、市街地の投雪・拡幅の延長距離や延べ実施日数、費用について伺います。

2点目は、歩道を除雪している道路は、そもそも道路幅が狭く、拡幅の効果は極めて限定的ではないでしょうか。

3つ目、2点目のような場所では、小型ロータリーとショベルをダンプと組み合わせ、排雪の小型セットのようなものをつくるほうが効果は高いのではないかと伺います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 ご質問の投雪・拡幅作業は、次の降雪に備えて車道幅員を確保する目的であり、排雪作業実施までの一時的な措置として実施している作業でございます。平成29年度の実績は、実施延長506キロメートル、延べ実施日44日間、その作業に要した費用は約280万円となっております。その効果でございますけれども、歩道除雪を実施している道路は、基本的には生活道路に比べ道路幅員が広く確保されている幹線道路であります。小型ロータリーによる投雪・拡幅作業は、交通規制の必要性がなく、単独での作業が可能であることから、1日当たりの作業延長が大きく、速効性のある作業であると考えております。

ご提案のあります排雪の小型セットでの作業ですけれども、道路幅員確保の点においては、現在行っている投雪・拡幅作業とその効果に大差はないと考えております。今ほど述べましたとおり、効率적であり、速効性があること、そしてまたダンプや交通誘導員を要しないことから、費用の面においても安価で行えるため現在実施している投雪・拡幅作業は有効であると考えております。

なお、冒頭申し上げましたとおり、投雪・拡幅作業はあくまでも排雪、運搬をする実施までの間の一時的な作業であるということをご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 それでは、最後に移ります。

今年度の排雪の改善点について伺いますが、昨日の堀議員へのご答弁ではなかなか、堀議員の質問は教育行政ということでしたので、改善の意欲は非常に伝わってくるのですが、しかしなかなか難しいというようなニュアンスもあったので、排雪の改善点について伺います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 ご質問の本年度の排雪の改善点でございます。先ほど随分雪堆積場のお話が出ております。今回その雪堆積場の基本的な考え方につきましては、先ほどご答弁させていただいたとおりでございます。しかしながら、昨年度に発生いたしました災害級の降雪など、不測の事態を念頭に置きますと、その対策の一つとして緊急的に運搬排雪の効率化を図ることが円滑な交通の確保に非常に効果的であると、そういうふうと考えられることから、本年度臨時的に使用できる公共占用の雪捨て場、雪堆積場を運用したいと。その試行を行いながら緊急時に備えたいと考えております。昨年の記録的な大雪の経験を生かしながら、安心、安全な冬季の交通道路網の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 改善されるということについては大変評価をするものですが、やはり市民にわかりやすくという点で、例えばバスが3回とまりました。バスがとまる理由は、もともと歩道が確保されていたり、毎日毎日歩道の拡幅をしても、1日でまた狭くなるというような場所が市内には4カ所あるそうです。そういったところについては、どれぐらい解消されるのか。当然目標というものをもちだというふうに思いますので、市民にわかりやすくご説明をいただければと思います。

○議長 建設部長。

○建設部長 今ほど私のほうで改善点ということでお話をいたしました。これにつきましては、基本的には比較的そういったバスの運行に支障となりやすい地域の部分で、仮に試行的にそういった堆積場を今回設けたいと考えているところでございます。これについては、試行的な部分でございまして、いろいろ今回実施をしていきながら、どんな形で効果があらわれるのかという部分もやっていく中で検証していきながら進めていきたいと思っております。ただ、間違いなく言えますのが、運搬の時間が若干サイクルタイムが減少されるかなというところがございまして、そういった排雪においても効果はあらわれるのではないかと、そういうふうに想像しているところでございます。

以上です。

○議長 長 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

渡邊議員の発言を許します。渡邊議員。

○渡邊議員 おはようございます。平成30年第4回定例会、最後の質問者となりました。会派みどりの渡邊です。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従い質問を行いたいと思います。

◎1、市長の基本姿勢

- 1、2期目の成果と課題について
- 2、3期目の立起表明について
- 3、基金の考え方について

それでは、まず1件目、市長の基本姿勢でございます。項目として、2期目の成果と課題についてお伺いしたいと思います。市長として2期目も残すところ4カ月余りとなります。滝川市長として、並々ならぬ思いで2期目をスタートしております。いろいろな施策を講じ、確実に事業に取り組んでいると認識をしているところであります。

そこで、市民の福祉向上を念頭に市政運営に努めておるところでございまして。市長として各施策が市民生活への効果があったと思われる事業、また現状においての課題、それらの検討があるとすればどのようなものなのか見解をお伺いしたいと思います。

○議長 長 渡邊議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 ただいまの渡邊議員のご質問にお答えさせていただきます。

特に市民の皆さんに直結した事業ということで、まずはお答えをさせていただきたいと思っております。滝川市総合計画や滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、滝川市で子育てしたいと思われる環境づくり、妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実をそれぞれ掲げています。

保健師、保育士の専門職員が妊娠、出産、子育てに関するさまざまな相談に応じ、一人一人に寄り添った包括的な支援が受けられる環境の構築に向け、保健センターにおきまして総合相談窓口、子育て世代包括支援センター事業を10月から実施をさせていただきました。開設から間もないのでありますけれども、保健師と子育て部門の連携によりスムーズな対応が可能になったというふうに思っており、その効果があらわれているというふうに思っております。

また、近年台風の北海道上陸が続きまして、滝川市も被害が発生いたしました。市民にとって安全、安心なまちづくりが非常に求められているというふうに思っております。その観点から申し上げますと、道内初となります石狩川滝川地区水害タイムライン試行版を運営させていただきました。災害時にその効果を発揮してきているというふうに思っている次第でもございます。そのほかにも幾つかございますけれども、限ってこの2つの話をさせていただきました。

今後の課題につきましては、滝川市社会福祉事業団を事業主体といたしました二の坂保育所の整備につきまして、平成32年度のオープンに向けまして円滑に進むよう支援していくことが上げられます。さらには、先ほどの清水議員のご質問にも答えさせていただきましたけれども、地域医療の拠点であります滝川市立病院、これを市民の皆さんに多く利用していただき、医師の確保や経営の健全化に努めてまいりたい、これが大きな課題であるというふうに思っているところでございます。

以上であります。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 基本となるのは、あくまでも総合計画ということでのご答弁だったと思います。それぞれの課題は確かに山積している部分もありますけれども、それらの解決に向けて、2項目めの3期目の立起表明についてお伺いしたいと思います。

11月1日に前田市長は市政報告会にて3期目を目指すことを表明しております。市政運営のかじ取りを実施してきた中での対応であると考えます。まちづくりにおいては、まだ道半ばであることも理解できるところでございます。市長として、政策の推進を図る上で重要な点は、やはり財政課題が重荷となっているのは明白だと思います。現在財政健全化計画を進めておりますが、この影響で市役所職員全体が硬直化しているものと感じております。しかし、厳しい苦しい財政を立て直すためには、市長としての実行力が大いに発揮されることが大変重要と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますが、平成30年度市政執行方針におきまして、私は前例にとらわれない発想と、失敗を恐れない行動力を持ってまちづくりを着実に進めてまいりますというふうに申し上げました。財政健全化に向けた着実な取り組みを推進し、将来にわたり持続可能な市政運営を目指し、市民の皆さんに住んでいてよかったと思っていただけるまちづくりを進めるため、今もその考えを持って市政運営に当たっております。職員の皆さんには、事あるたびに財政が厳しいということを言いわけにするなど。その中で何ができるのかを考える。市民のために、まず何をできるかを考えて、前向きな心で業務に当たっていただきたいというふうにお願いをしてお

ります。市民の皆さんにも協力をいただきながら、希望に満ちて明るい展望が描ける市政となるように、市民の皆さん、そして職員の先頭に立って頑張ってまいりたいと思っている次第でございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 3期目に向かうということで、前田市長はいろいろなことを当然考えていると思います。そういう中で厳しいという部分を十分認識している中で、同じような考えを職員にも持つということが重要だというようなご答弁だったと思います。そこで、質問ではありませんけれども、精明強幹という言葉がありますので、これをつけ加えておきたいと。

それで、3項目めの基金の考え方についてお伺いしたいと思います。基金の性格からくみ取ることは、将来の支出や税収の急減に備えたもの、特定目的に沿って財産を維持し、資金を積み立てるものと考えております。滝川市においては、大変厳しい予算編成が続いております。国からの普通交付税が減少する中で、一般財源を見出すのは大変なものと察しております。以前にも基金については質問させていただいておりますが、事務事業の見直し、公共施設のあり方等、あらゆる見直しを図る中でも財源が不足しております。当然基金からの繰り入れがなければ、予算が成立しない現状でもあります。ただ、明るい話題として、ふるさと納税が大変好調であるのが救いであるかなと思います。

そこで、基金からの繰り入れをしなくても済む予算編成ができるために必要な事項として考えられる取り組みがあるのかお伺いしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 基金からの繰り入れをしなくても予算編成ができるために必要な事項として考えられる取り組みについては、平成27年度に策定した財政健全化計画による事務事業や組織、人件費の見直し、歳入確保対策を完全に実施することであるというふうに考えております。

しかし、事務事業の見直しについては、各種事業を見直して既にスリム化を図ってきているものもございますが、施設のあり方については見直すべく検討はしているものの、計画策定時と状況が変わっているものもあることや、国の方針で平成32年度までに公共施設の個別施設計画を策定しなければならなくなったことにより、それに合わせて施設のあり方を検討するほうがいいと判断される施設もあるなど、当初計画から変更せざるを得ない状況も出てきているところでございます。

また、山本議員の答弁でも申し上げましたが、計画策定時よりも地方交付税の減少が大きい年もあったことや労務単価の上昇に伴う人件費や各種委託経費の増、国の制度変更に伴うシステム改修経費の増もあることなどから、財政フレームによる収支推計をもとに算出した結果、平成31年度当初予算編成方針では1億6,300万円の基金繰り入れによって予算編成をしなければならない状況に至っているところでございます。このように当初の財政健全化計画から多様な要因により計画との乖離が生じてきているものの、一方では各年度の決算状況により当初予算編成で投入した財政調整基金等を一部積み戻ししていることや、中空知ふるさと基金の取り崩しに伴う財政調整基金への積み増し、議員がおっしゃられたとおりふるさと納税の寄附額の増額に伴う基金積み立て額の

増額などにより、平成27年度末の基金残高と29年度末の基金残高を比較しますと、1億4,000万円程度の増額となるなど、結果的に基金残高が増額になったことは財政健全化計画を進めてきた一定の成果であるというふうにも思っているところでございます。

今後も人口減による税収への影響や地方交付税の減少、国の幼児教育無償化による地方負担額の増大の可能性など、国の政策によってますます地方負担が拡大することも想定されるため、極めて厳しい財政状況となることが予想されますが、まずは財政健全化計画最終年度として進めていくことはしっかりと取り組み、引き続き市全体の創意工夫を持って持続可能な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 基金の考え方ということでお聞きしているわけで、将来的にやはり市として財政調整基金でもいいのですけれども、目標とするとか、そういう設定とか、ある程度のそういう基金の残高をふやすのはわかりましたけれども、そのために向かって幾らぐらいの基金を積み立てればいいのかということについて、1点だけお伺いしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 基金の目標というご質問でございますが、財政健全化計画の中で一応目標についてもうたってございますが、計画期間終了時におきまして財政調整基金残高を標準財政規模の10パーセント程度に維持することを目標ということで掲げております。その額は滝川市で申し上げますと、約12億円ということになります。30年度末の財政調整基金残高につきましては、当初予算ではございますが、8,000万円を繰り入れたものを差し引いて約9億6,000万円予定ということにしておりますことから、少しずつではありますが、目標額に近づきつつあるという状況ではございますが、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、31年度に当初予算についても基金を繰り入れというような形の予算編成を余儀なくされるということでございますので、まずは財源補填的な基金繰り入れを行わない財政運営に引き続き努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 渡邊議員。

◎2、市政運営

1、組織の一体化について

○渡邊議員 それでは、2件目、市政運営、組織の一体化についてお伺いしたいと思います。昨日も堀議員が窓口の一本化ということで質問されております。若干違う視点から質問したいと思しますので、よろしくお願いしたいと思います。

少子高齢化が進む中での取り組みは、それぞれ所管によって事業展開が図られております。高齢化対策をとっても、包括支援の部分であったり、町内会の活動においても高齢者対策が取り上げられたりとなっているのが現状であります。縦割りの組織運営ではなく、横断的な対応が求められるのは自然と考えるところでもあります。窓口対応や電話等での対応一つで情報が職員同士が共有

されるべきと考えますが、組織の一体化についての見解をお伺いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ご質問にございますように、限られた職員数の中で効率的、かつ効果的に行政運営を進めていくためには、全職員がチーム滝川の意識を持って、より一体感のある組織となるべく、縦割りではなく横断的な考えを持ち対応していくことがまさに求められているというふうに考えているところでございます。

その考え方に立ち、常日ごろから自分たちの仕事を閉鎖的ではなく俯瞰的に見るよう、そして多くの仲間とともに仕事をしていることをよく考えながら日々業務に当たるよう組織間の連携、横のつながりの重要性について共有しているところでもございます。例えば新採用職員研修におきましても、所属の異なる職員同士がそれぞれの業務についてプレゼンテーションを行い、互いの業務に対する理解を深め、横断的な考えを持つことができるようしむける取り組み等も行っているところでございます。

また、昨日の堀議員のご質問でも答弁させていただきましたが、市民の皆様からの問い合わせ内容が複数課にまたがる場合につきましても、情報を共有し、なるべくご負担をおかけしないよう、柔軟な対応に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 やはり市民にわかりやすく、親切さを持って接するということが重要というふうに考え、職員研修においてもそのように研さんをしているということをお伺いしました。ある程度安心できるのかなと。

そこで、要旨の中では高齢化の部分を取り上げましたけれども、このように複数課にまたがる部分についてですが、それぞれこういう複数にまたがる研修において、ある程度想定されるものが出てくると思うのですけれども、そういう中での研修の中において、そういう想定されるシミュレーションというか、そういうような研修体制というつくり方はお考えになるのかどうか、1点だけお伺いしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 職員研修についてのご質問でございますが、市の職員研修につきましては、人材育成基本方針に基づきまして、毎年内容の向上を図るために多くの職員に研修の機会を提供して研修を受けていただいているところでございますが、ただいま議員からおっしゃられたとおり、ある程度想定されるような課題を中心とした研修というような中身のご質問でございましたが、やはりきのうの堀議員のご質問もそうですが、最後は人なのだろうというふうに実は思っております。そういったさまざまな事象に横断的に対応できる職員の育成、それに基づく研修がやはり必要なのではないかなというふうに考えております。研修は非常に大事なことでございますので、これは研修のみならず、さまざまな機会を通じてそういった職員の意識改革あるいはそういった市民の立場に立った業務の推進という点について、職員に促すような機会を続けていきたいというふうに思ってい

るところでございます。

以上です。

○渡邊議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして渡邊議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

◎日程第3 議案第 6 号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第6号）

議案第 7 号 平成30年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第 8 号 平成30年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 9 号 平成30年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第10号 平成30年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第11号 平成30年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第12号 平成30年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第3、議案第6号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第6号）、議案第7号 平成30年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第8号 平成30年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）、議案第9号 平成30年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第10号 平成30年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第11号 平成30年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第12号 平成30年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）、議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第6号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成30年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、後ほどご説明申し上げます議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により、一般職の職員の給与月額改定等についての補正となっております。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ1,436万9,000円を追加、予算の総額を204億1,842万9,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、

8 ページ、9 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目議会費、補正額 3 6 万 3, 0 0 0 円の増額につきましては、議会の運営に要する経費の補正でございます。一般職の職員の給与月額の変定等に伴い、本年 1 2 月の議員期末手当の増額を行いたいとするものでございます。

4 款 1 項 5 目他会計繰出金、補正額 9 3 万 7, 0 0 0 円の増額につきましては、他会計繰出に要する経費の補正でございます。同様に本年 4 月からの給料及び本年 1 2 月の勤勉手当等の増額に伴う国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金及び病院事業会計繰出金の増額を行いたいとするものでございます。

8 款 4 項 2 目土地区画整理費、補正額 3 万 6, 0 0 0 円の増額につきましては、土地区画整理事業特別会計繰出金の補正でございます。同様に本年 4 月からの給料及び本年 1 2 月の勤勉手当等の増額に伴う土地区画整理事業特別会計繰出金の増額を行いたいとするものでございます。

1 3 款 1 項 1 目職員費、補正額 1, 3 0 3 万 3, 0 0 0 円の増額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。これも同様に本年 4 月からの給料及び本年 1 2 月の勤勉手当等の増額を行いたいとするものでございます。

以上、歳出合計で 1, 4 3 6 万 9, 0 0 0 円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをお開き願います。2 0 款 1 項 1 目繰越金 1, 4 3 6 万 9, 0 0 0 円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で 1, 4 3 6 万 9, 0 0 0 円の増額となったところでございます。

以上申し上げます。議案第 6 号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 議案第 7 号 平成 3 0 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

今回の補正についてですが、議案第 6 号と同様に平成 3 0 年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与月額の変定等に伴いまして、国民健康保険特別会計に属する一般職の職員の給料等の引き上げ分を計上するものでございます。

1 ページをごらんください。第 1 項で、歳入歳出予算にそれぞれ 2 7 万 6, 0 0 0 円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 5 0 億 4, 9 4 7 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

第 2 項で、補正の款項の区分、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2 ページ、3 ページをお開き願います。2 ページ、3 ページは第 1 表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通し願います。

4 ページからは、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。補正の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目一般管理費 2 7 万 6, 0 0 0 円の増額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。一般職の職員の本年 4 月からの給料及び本年 1 2 月の勤勉手当等の増額を行いたいとするものでございます。

なお、10ページにつきましては給与費明細書でございますので、お目通し願います。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。3款1項1目一般会計繰入金27万6,000円の増額でございます。一般職の職員の給与等につきましては、一般会計からの繰入金を財源としておりますことから、給与費等の増額に伴いこの分を増額したいとするものでございます。

以上申し上げまして議案第7号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第8号 平成30年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第6号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第6号）で説明がありました提案理由と同様で、平成30年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与月額の変定等について増額補正をしたいとするものでございます。

1ページをお開きください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ10万5,000円を追加し、予算の総額を8億7,889万2,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思ひます。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。1款1項1目市営住宅管理費、補正額10万5,000円の増額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。一般職の職員の給与月額の変定等に伴い、本年4月からの給料及び本年12月の勤勉手当の増額等を行いたいとするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願ひます。1款1項1目住宅使用料10万5,000円の増額でございますが、補正に必要な財源を住宅使用料現年度分で調整したいとするものでございます。

以上、議案第8号 平成30年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願ひいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第9号 平成30年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第6号と同じく平成30年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与月額の変定等について追加補正をしたいとするものであります。

1ページをごらんください。第1項で、保険事業勘定の歳入歳出の総額にそれぞれ66万2,000円を追加し、同勘定の歳入歳出予算の総額を41億3,674万6,000円とするものです。

第2項で、補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額は、第1表による

ところでございます。

2 ページ、3 ページは第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10 ページ、11 ページをお開き願います。1 款1 項1 目一般管理費、補正額20万9,000円の増、1 款2 項1 目賦課徴収費、補正額7万3,000円の増、3 款1 項1 目介護予防・日常生活支援総合事業費、補正額17万6,000円の増、3 款2 項1 目包括的支援事業費・任意事業費、補正額20万4,000円の増額につきましては、いずれも本年4月からの給料及び本年12月の勤勉手当の増額等を行いたいとするものでございます。

以上、歳出合計で66万2,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。6 ページ、7 ページをお開き願います。2 款国庫支出金、2 項2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）4万4,000円の増、3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）7万8,000円の増、3 款道支出金、2 項1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）2万2,000円の増、2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）3万9,000円の増、4 款支払基金交付金、1 項2 目地域支援事業交付金4万7,000円の増、6 款繰入金1 項1 目一般会計繰入金34万3,000円の増、8 ページ、9 ページをお開きください。7 款繰越金、1 項1 目繰越金8万9,000円の増額につきましては、それぞれ歳出の増額に伴う負担割合等に応じた増額によるものでございます。

歳入合計で66万2,000円の増となったところでございます。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 建設部長。

○建設部長 議案第10号と11号の2件につきまして続けてご説明を申し上げます。

ただいま上程されました議案第10号 平成30年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第6号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第6号）で説明がありました提案理由と同様で、平成30年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与月額改定等について増額補正したいとするものでございます。

それでは、1 ページをお開き願います。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ3万6,000円を追加し、予算の総額を1億1,932万3,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2 ページから3 ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございます。お目通しいただきたいと思います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。1 款1 項1 目土地区画整理事業費、補正額3万6,000円の増額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。一般職の職員の給与月額改定等

に伴い、本年4月からの給料及び本年12月の勤勉手当の増額等を行いたいとするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。1款1項1目他会計繰入金3万6,000円の増額でございますが、一般会計からの繰入金でございます。

以上、議案第10号 平成30年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、議案第11号 平成30年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第6号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第6号）で説明がありました提案理由と同様で、平成30年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与月額の変更に伴う増額補正を行いたいとするものでございます。

1ページをお開きください。第1条は、総則でございます。

第2条は、当初予算第9条で定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費であります職員給与費2,483万円を2,494万4,000円に改めるものでございます。

補正の内容につきましては補正予算明細書によりご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。1款1項5目総係費で11万4,000円の増額補正を行い、執行残が見込まれる6目業務費について同額の減額補正を行うものでございます。これによりまして、収益的支出の款項は当初予算と同額となるものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第11号 平成30年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいま上程されました議案第12号 平成30年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第6号、一般会計補正予算（第6号）で説明がありました提案理由と同様で、病院事業会計に属する職員の月額給料等の改定を行うための補正でございます。

第1条は、総則です。

第2条では、平成30年度滝川市病院事業会計予算第3条の表に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいとするものです。収益的収入ですが、第1款病院事業収益を31万8,000円増額し、補正後72億522万1,000円に、第3項高等看護学院収益を31万8,000円増額し、補正後9,248万5,000円とするものです。収益的支出ですが、第1款病院事業費用を1,695万4,000円増額し、補正後71億2,972万5,000円に、第1項医業費用を1,663万6,000円増額し、補正後68億4,722万6,000円に、第3項高等看護学院費用を31万8,000円増額し、補正後9,248万5,000円とするものです。

第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正したいとするものです。（1）、職員給与費を1,695万4,000円増額し、補正後3

9億4,485万2,000円とするものです。

2ページから7ページまでは、補正予算実施計画、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表ですので、お目通し願います。

8ページをお開きください。収益的収入及び支出明細書についてご説明いたしますが、款及び項については先ほどご説明いたしましたので、目以下を説明させていただきます。

支出から説明させていただきます。第1款第1項医業費用、1目給与費では1,663万6,000円の増額で、補正後38億6,567万3,000円とするものです。内訳といたしましては、給料で350万5,000円、手当で814万円を、賞与引当金繰入額で255万7,000円を、法定福利費で200万3,000円を、法定福利費引当金繰入額で43万1,000円をそれぞれ増額補正したいとするものです。

第1款第3項高等看護学院費用、1目給与費では31万8,000円の増額で、補正後7,917万9,000円とするものです。内訳といたしましては、給料で4万円を、手当で17万1,000円を、賞与引当金繰入額で5万6,000円を、法定福利費で4万円を、法定福利費引当金繰入額で1万1,000円をそれぞれ増額補正したいとするものです。

収入ですが、第1款第3項高等看護学院収益、1目学院収益で補正額31万8,000円の増額で、補正後9,248万5,000円とするものです。支出で申しあげました学院給与費の増額に伴い、一般会計負担金を31万8,000円増額補正したいとするものです。

以上、議案第12号 平成30年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨でございますが、平成30年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額等の改正を行うこととするものでございます。人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定につきましては、今臨時国会での法案成立を受けたところでございますが、本市におきましても従来までの国公準拠の考え方を基本に国家公務員の給与改定に準じた改正を行いたいとするものでございます。なお、本件につきましては、既に市職員労働組合と合意に至っているところでございます。

それでは、議案第13号参考資料の新旧対照表1ページをごらんください。最初に、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係についてでございます。第31条第1項は、宿日直手当の支給額について国公準拠とするため、その勤務1回につき200円引き上げる改正でございます。

第35条第2項は、文言整理のための改正でございます。

第36条第1項第1号及び第2号は、勤勉手当の支給額について国公準拠とするため、12月期の支給割合を0.05月分引き上げる改正でございます。

1ページ下段から2ページにかけて第2条関係でございます。第34条第1項及び第2項は、期

末手当の支給額について、国公準拠とするため6月期及び12月期の支給割合を均等に割り振るための改正でございます。

第36条第1項第1号及び第2号は、第1条関係で説明いたしました勤勉手当の支給額の引き上げ分について6月期及び12月期の支給割合を均等に割り振るための改正でございます。

最後に、2ページ後段から3ページにかけての附則でございますが、第1項は施行期日で公布の日から施行とするものでございます。ただし、第2条の規定については、平成31年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定について、平成30年4月1日から適用するものでございます。

第3項は、改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与については、改正後の規定による給与の内払いとみなすための規定でございます。

第4項は、この一部改正条例の施行に関し必要な事項について、規則委任を行うための規定でございます。

最後に、4ページから20ページまでは、国の改定に準じて改める各給料表の新旧対照表でございます。今回の給与改定の概要でございますが、国公準拠とし、医療職給料表（1）の医師を除き、初任給で1,500円、若年層で1,000円程度、その他で400円を基本とした給料月額を引き上げを行うとともに、医療職給料表（1）の医師については、それらの改定状況を踏まえて一律給料月額の引き上げを行いたいとするものでございます。全職員をベースとした平均改定率は0.23パーセントとなります。

末尾の議案参考資料についてもお目通しをお願いいたします。

以上で議案第13号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

（何事か言う声あり）

○議長 長 そうしたら、今質疑がございましたので、質疑は午後から受けたいというふうに思います。

それでは、この辺で昼食休憩とさせていただきます。再開は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 0時56分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、議案第6号から第13号について、これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。
清水議員。

○清水議員 それでは、議案第6号について1点お伺いいたします。

10 ページ、ここでは特別職の補正前、補正後ということで、委員・嘱託等として嘱託職員については今回の補正の対象にはなっていないということがわかるわけですが、そこで人事院勧告で特別職の嘱託職員ですね、特別職公務員、具体的には嘱託職員について、どのような記載があり、触れられているのかいないのかについてが1点目。

2点目は、今回一般職は引き上がるけれども、嘱託職員は同じように滝川市の仕事を担われているにもかかわらずゼロということですから、嘱託職員に人事院のこういったものを反映させるということは、例えば毎年度人事院の次年度の嘱託職員の給与を決めるときに参考にするとか、そういったことで人事院勧告がどのように反映されるのか。

以上、2点について伺います。

○議 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、嘱託職員についての人事院勧告の規定でございますが、特に嘱託等については記載がありません。

2点目の嘱託職員の給与改定等についてのご質疑でございますが、これまでも同様に新年度予算の中で給与の適正な報酬月額については見直しの改定に向けた対応をしていく予定をしているところでございます。ですから、改めて新年度予算でお諮りをするという形になりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号から第13号までの8件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号から第13号までの8件はいずれも可決されました。

◎日程第4 議案第14号 滝川市乾杯条例

○議 長 日程第4、議案第14号 滝川市乾杯条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。本間議員。

○本間議員 それでは、議案第14号 滝川市乾杯条例の提案理由等ご説明をさせていただきます。

まず初めに、提案に至った経緯、理由についてご説明を申し上げます。現在滝川市には純粋な地

元酒と言われるものは大雪地ビールによる滝川クラフトビールのみであります。この地ビールの起源につきましては、平成8年の滝川ふれ愛の里開設とともに滝川S K Yビールがデビューいたしましたが、平成16年末で一旦製造が休止状態ということになり、その後再開につきまして苦慮する日々が続いていたわけでございますけれども、平成27年3月に大雪地ビールによる滝川クラフトビールと、それからりんご&ドライとしてリニューアル発売をされたものでございます。

しかし、近年のビール離れもございますし、その他の要因で製造量が著しく落ち込んでいるというふうにお聞きしているところでもございます。

また、現在滝川市でもワイン用ブドウの栽培が始まり、来年には滝川産のワインが醸造されるという話でございます。

これらのことから、滝川産の地元酒等の普及、消費拡大のため、乾杯によりまち全体で盛り上げていき、市内業者の活性化、ひいては地域経済の発展に寄与することを目的とし、滝川市乾杯条例を制定したいとするものでございます。

条文につきましてはお目通しをいただきたいのですが、若干の説明を加えたいと思います。第1条の目的でございますけれども、今ほど提案理由でもご説明いたしましたけれども、滝川産のビール、ワイン、その他の飲料としております規定については、種類に限定するものではなくて、滝川産のリンゴジュース、トマトジュースなど、滝川で製造されたものであれば含まれるものとするものであります。

第2条では市の役割について、第3条では事業者の役割について、第4条では市民の協力について規定しています。

ただし、これらについては、するように努めるものとする規定しておりますとおり、この条例は市民の皆さんに強制するものではなく、あくまでも努力目標としておりまして、個人の嗜好と意思を尊重するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものとするものであります。

以上、滝川市乾杯条例の提案理由の説明といたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。館内議員。

○館内議員 2点ほど質疑がございます。

日本共産党としてつながりのある市民の方々にこの乾杯条例のことをお話をさせていただく機会がございまして、そこからいろいろな声を聞かせていただいたので、その部分をまずお知らせしたいと思うのですが、購入したい気持ちがあるということと、だけれども価格帯がどうしても高いということで、リピートして買うというのは非常に難しいのではないかとということと、あと中間業者、お店、また飲食店等に負担がかかるのではないかとという不安をお持ちの方もいらっしゃいました。また、個人の嗜好品、飲み物について条例を利用して個人のところにまで入り込んでよいのか、その部分が疑問であるという声も聞いております。

提案された本間議員にお尋ねしたいのですが、本間議員のほうでもいろいろな市民の声とか聞いていらっしゃると思うのですが、どのような声を聞かれているかということ、まず1つ目でお尋

ねしたいということと、あと今後市民への周知についてはどのような方法を考えているかということをお尋ねしたいと思います。

○議 長 館内議員の質疑に対する答弁を求めます。本間議員。

○本間議員 それでは、館内議員の質疑に対しまして答弁を申し上げます。

まず、3点、市民の声を上げられました。地ビールは価格が高い、努力義務につきまして、それから嗜好につきましてですね。正直、いろんなご意見は私にも入っておりますし、私の中でも皆さんが思われていることと同じようなことは意識としてはあります。ただ、そのことで本当に、ではあきらめていいものなのかどうかというところがベースにあります。

それと、もう一つ、先ほども申し上げましたとおり、努力目標で個人の嗜好意思を尊重するということはどうしても残さなければならないということ。

それから、先ほどの3点につきましてですけれども、価格が高いということについては、もちろん味のこともいろいろ言われますし、それから賞味期限のことなんかもありますし、それはいずれにしてもこういう条例を制定した後に事業者の努力によりぜひブラッシュアップを続けていただきたいという願いと、またその発信をしなければならないだろうというふうに思っています。

それから、あと周知につきましてですけれども、これにつきましてはやれることはそんなにたくさんあるかどうかというのはわかりませんが、まず当面、今この条例がここでもし成立するということがあれば、この年末年始から始めて、いろいろ議員のつながりだとか、それから市役所の関係だとか経済界だとか、いろんなところで実行していただいて、まずはそこから始める。そして、例えばもしかしたらポスター、それから認定店みたいなもの、そうしたことをこれから工夫して組み立てていく必要があるのだろうというふうに思っております。

おっしゃることは非常にわかりますし、ですので、そうしたことを課題にしながら進めていく必要があるのだろうというふうに考えています。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 今館内議員のほうから質疑された内容とダブらないように質疑したいと思いますが、一番の私が懸念することは、やっぱり商品力がなければ、この流通業界の中では市民に支持されないというのが大前提にあります。今の滝川のビールは、味で特別、市販されているビールからまさっているとは言えません。また、価格は非常にまさっています。そういう意味では、これは市民がなかなか、この条例ができたとしても納得をしてくれないのではないかと懸念をしております。

もう一点お聞きしたいのは、当然業者さんにもそういう要望をして改善をしていきたい、改革をしたいというような話がありましたけれども、本来ならばやはりこういうようなスタンスで改善をしてやりますよ、また販売業者もこういうふうに協力をいただいています等々のものがなければ、最初に条例ありきではちょっとまずいのではないかと考える。来年のワイン、非常に個人的には期待していますけれども、そういう前もってやっておくほうがいいのではないかと答弁もありましたけれども、まずはしっかりそういう土台ができ上がって、さあ、皆さん、こういう状況にしましたから利用してくださいと言っていくのが筋ではないかというふうに思いますけれども、その質疑に対して答弁をいただきます。

○議 長 堀議員の質疑に対する答弁を求めます。本間議員。

○本間議員 堀議員の質疑に答弁を申し上げます。

まず、商品力の話です。それから、市民の支持ですとか味ですね、さっきもちょっと触れましたけれども、そして価格ということでございまして、いずれにしても順序ということも含めて、先ほど商品力等につきましてはブラッシュアップを願いたいということなのですが、もともと条例をつくらなくても、そのことをやるべきである、やるべきであったのであろう、私も実はそう思います。ところが、何かきっかけがないと、実はなかなか動くものではない。一番のきっかけは、再開したときでした。あれから3年たちまして、やはりだんだん忘却というか、問題からみんな遠ざかってくるといふ、例えば興味も薄らいでくるといふことも実際にはあると思います。もちろん商品力は大事ですし、事業者の努力というのはまだまだ続けていただきたいのですけれども、そうしたこともあるので、こういう機会を得て、そういうことにも思いをはせていただいて、事業者の努力もいただきたいということでございます。

そして、その順序とかタイミングとかということですが、実は地ビールと地元産ワインが両方ある市町村というのは、確認はしていませんけれども、そうたくさんあるものではないというふうに思います。このことは、実は滝川にとってやはりアピールポイント、大事な財産になるのではないかと考えておきまして、もちろんタイミングはワインのときがいいのか、今やるべきなのかということありますけれども、いずれにしても両方に向けてやはり有効なように進めていくべきであるとしたときには、このビールだけの状況ですけれども、ワインも含めて今つくっておく必要があるのではないかとこのように考えるところでございます。

○議 長 三上議員。

○三上議員 まず、このたび議員提案ということで条例が提案された。提案者の皆さんには、本当に敬意を表したいと思っております。

ただ、今回の条例、余りにも突然だったものですから、私としてもほかの方々もびっくりしているのではないかなと。また、議長が条例に対して非常に前のめりで、何かびっくりしているというのが正直なところですよ。

それで、私が伺いたいのは、なぜそんなに急いで条例制定までこぎつけたのかということをお伺いしたいと思います。

○議 長 三上議員の質疑に対する答弁を求めます。本間議員。

○本間議員 それでは、三上議員の質疑に対しまして答弁を申し上げます。

議長はどういうふうにお考えかというのは、私ははかりかねるので、それについては触れないようにしておきたいと思っておりますけれども、急とおっしゃいましたが、ただ実は私3定で一般質問させていただきました。その際に市長の答弁の中で、議員の中で少し話し合ってみてはいかがですかというようなご答弁もいただきました。

急だとは実は思っておりませんでした。急だというのはおいておいて、なぜ今かということでございます。やっぱりきっかけになるのに一番いいな、先ほどワインとの関係性とかいろいろ答弁させていただきましたので、それは省かせていただきますけれども、やはり年末年始なのだろうな

というふうにしても思うわけです。やっぱりいろんな団体、例えば市の関係するものとか、いろいろ年末年始には行われます。なので、やはりご協力いただくにしても、そういうタイミングがいいのではないかというふうに思っておりまして、確かに4定でなければならないのかということとは先日も聞いてお答えしたわけですが、いずれにしてもそういうリセットしてもう一度やっていくタイミングは今が一番いいというふうに思った次第だということでございます。

○議 長 三上議員。

○三上議員 条例を制定するとなると、次に来るものは何なのかということを考えると、私は非常に心配なのです。ということは、条例を制定すると、その裏づけとなる財源がどうなのかということがあると思いますけれども、その辺はどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議 長 本間議員。

○本間議員 財源ということですね。この条例は、いずれにしても努力目標ということでもありまして、いろいろお伺いするときに、例えば補助を出したらどうなのとか、何かそういうような話もちろほらと聞こえてくるわけでございますけれども、実はそうしたものを、例えばこれにそういう補助をつけたりすると、地産地消でやっているような農産加工品とか、いろいろなものがあるわけです。際限なくやるわけにはいかないということは、基本的にあるというふうに思っていますので、ですからいかにお金を使わない、いわゆる市の予算を余り使わないで、より効果のあるものにできないかというのがこの条例の基本的な考えの一つでもございます。

そして、今は新年度ではないので、できれば新年度からは若干の予算をつけていただいて、PRに関してはやっていただきたいなというふうには願っているところでございますけれども、私から確約するようなものではありませんので、この程度にさせていただきたいと思います。

○議 長 三上議員。

○三上議員 条例が制定されると、私ちょっとひねくれているせいかもしれませんが、仮に消費が拡大しなかった、あるいは認知度が上がらなかったという場合は、理事者側に対して条例制定したのだけれども、市側としては何をやっているのだという質問になるのです。そのことも考えての制定ということで考えておりますか。

○議 長 本間議員。

○本間議員 いずれにしても、条例制定後の施策の展開については、やはりいろいろ考えなければならぬし、それはトライ・アンド・エラーはきっとあるのだろうというふうに思います。例えば、ではその状況が好転してこないというときには、責任追及というよりも、こういうふうにやったらどうなのですかというようなことは当然一般質問等でも起こり得る話だというふうに思いますけれども、ただしこれはもし通った場合、議員提案ということもありますので、そうしたことも加味しながら、常識的な対応というか、そういうことが必要なのだろうなと私は思っています。

○議 長 清水議員。

○清水議員 重複しないように質疑をしたいと思います。

2点についてお伺いいたしますが、1点目は館内議員の市民が聞いたところ賛同される意見は皆無に近かった。また、公明党の質疑に対して、何でこんなに急ぐのだということに対しても、両方

きっかけづくりがまず必要なのだとということで条例化をされるという考えが示されました。

しかし、議員提案について取り組まれていることについては私も敬意を表するところではあります。やはり市長部局あるいは教育委員会が条例を提案する場合、市民の協力をうたうような、そういう条例の場合は、恐らく半年、1年、場合によっては2年とか時間をかけるだろうし、また意見を聞く場を設置するということが通例だというふうに思います。そういう点できっかけづくりということを大義名分にして市民の意見を聞かないという、この進め方については私は禍根を残す可能性があるなというふうに思うのですが、お伺いをいたしたいと思います。

2点目は、日本共産党は12月7日に議会事務局を通して議長や経済建設常任委員長に対し、共産党の考え方をお示しをいたしました。その中でやはり条例化ということではなくて、まず市の役割発揮を強化することを議会として求めることが必要だということで、市内外での地ビール試飲会開催に対しての補助金、あるいは瓶ビールを店頭に置いて1カ月あるいは2カ月間の賞味期限を過ぎた場合の返品に対する補助金を予算化することなどを議会として決議を上げたかどうかというご提案もさせていただきました。こういったきっかけづくりとして、条例化ではなく、まず先にやるべきことがあるのではないかと考えてきた私たちの提案に対してどのような考えになり、それを踏まえて条例化なのかということをお伺いいたします。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。本間議員。

○本間議員 清水議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず、市民説明が足りないのではないかとのお話であります。実は、書面をいただいております。それでも確認をさせていただいているご質疑でございます。私たちは、市民から負託をいただいている議員でございます。やはりその中で議論をするということでございますので、まして例えば現実考えていただきたいと思うのは、要するに提案側が説明会を開くということを行っているのか、みんなで開くのですか。だから、もうちょっと現実的に考えていただくと、そのことは現実的ではないのではないかとというふうに思いました。だから、私たち、例えば提案者3人が皆さんに集まってもらって、このよさについてのみ説明を申し上げるというようなことをすれと言っているのであれば、若干意味は違うのではないかとというふうに思います。

それから、その予算化について、例えば試飲会に対しての補助金、それから賞味期限を過ぎた前の返品ということですね。先ほども三上議員に若干のそういう説明をさせていただきましたけれども、まず試飲会開催というのは多分いろんなイベントがありますので、それはそういうものに加えていく必要があるのかもしれませんが、ただ、アルコール類ですので、むやみに、例えば運転する人に上げたりするという話にはならないでしょう。ただ、そういうことも注意しながらであれば、お金もかからないのでできるのかもしれないなというふうには思っていますし、それからただ賞味期限を過ぎたものに対する返品というのは、先ほども申し上げましたとおりあらゆる食品と言われるもの、例えば農産加工品についても、実は賞味期限はあるのだと思います。それをみんな買い取るということにして、果たしてそんな話になるのかなというふうには思います。多分例示されているのだと思うので、これ以外も含めた、なるべくお金のかからない施策はちゃんと皆さんと意見交換した中で多くのものを試していくと、そういうことが大事なのだろうなというふうには思っていま

す。

○議 長 清水議員。

○清水議員 ただいまのご答弁に対して、まず1点目は市民に対する説明会等、現実的ではないということを言われました。これは、非常に私理解に苦しむわけですが、それぞれの議員が政策を市民の方に説明する方法というのは既にたくさんあるわけで、その効果などについては、それはさまざまだと思います。しかし、提案することそのものが現実的でないというのは、何を言われているのかなと。もう一度お伺いしたいと思います。

こういう条例をつくりたいのだ、それについての説明会を開きたい、あるいはこういうことをやりたいということを書いたチラシを新聞に折り込む等、そういうことについて、やるということについて現実的でないというふうに言われたのか。さらに、市民が今の時点でこの条例案について知っている方が、ではどれぐらいいるのだと。いわゆる地元紙には一切報道はございません。ブログやツイッター、SNS等で、これが発信されている提案者の議員がおられるのであれば、それをお聞きしたいと思います。

いずれにしても、負託を受けた議員だから、市民の意見を聞かないで進めることができるのだと。それは、天災等に対する対応など、それはそういう場合あると思いますが、今回のようなことのきっかけづくりのために負託を受けているのだから市民の意見を聞かなくていいなどという、そういう議論を、そういうことを言われているのではないだろうなということで確認をしたいと思います。

2点目は、あらゆる食品類があると。なぜこれにだけ試飲会等で補助金を出さなければならないのだと。このことについては、私はちょっと耳を疑ったのですが、今回の乾杯条例でご説明の中に、要するに滝川市がふれ愛の里に1億円以上投資して設置した地ビールの生産施設、これを滝川市は三セクで生産することは断念したわけです。要するに施設として用途廃止をしなければならないという、そういう中で大雪地ビールがこれを生産していただいていると。しかし、これが撤退の可能性があるとということで一つの乾杯条例のきっかけに、条例化しようというきっかけになっていることだから、共産党としてはこの地ビールだからこそ試飲会や賞味期限に対する予算化は私たちは提案したいということで言っていますので、ほかの食品と私は全く別だということで2つ目の質疑をしておりますので、それを踏まえたご答弁をお伺いいたします。

○議 長 ただいまの清水議員の今の再質疑の中に撤退という表現があり、実は提案理由の中にも撤退を前提にするような話は一切ない中で、それを想定する質疑に対して答弁としてもなかなか厳しいのかなと。それと、やはり今経営をされている状況の中でこの撤退という表現が使われたことに対して、もし何か訂正があればお願いをしたいと思います。清水議員。

○清水議員 撤退する可能性というのは、取り消したいと思います。経営が大変厳しいというお話もありということで変えさせていただきます。

○議 長 本間議員。

○本間議員 それでは、2点いただきました。

説明会をしないなんていう話を、それは信じられないという話でございしますが、負託を受けているというのは、議員というのは多分みんなで固まってやるものとは限らないですね。さっ

き例示したとおりに、では3人でやる場合はこういうふうな説明になりますし、例えば清水議員が10名程度の方にご意見を聞いたというふうなお話でございすけれども、それもいずれにしてもそういう活動の一つだというふうに思います。私も周りの人たちにいろいろ話は聞いています。ですから、改めて例えば提案がきょうというか13日の時点で、きょうの時点で提出されているものに対して、その前に要するに一定の議会の枠組みの中で説明会を行うなんていうことは現実的ではないのではないですかという意味なので、余り言葉尻だけで全てをご判断するのはやめていただきたいというふうに感じるところです。

それから、実は2点目については文言訂正されていましたが、賛成なのですよ。賛成とおっしゃいましたものね、言葉じりを捕まえれば。ですから、ではこの条例に賛成して、この条例をつくるのであれば、例えば市の施設である地ビール施設を有効活用して今後の滝川のプラスにつなげるようにしていくために、どのように予算を使っていくべきなのかということは絶対議論すべきことだというふうに思います。ただ、ご提案いただいた2点目について、賞味期限を過ぎたものについての話がありましたので、私のほうからは全てのあらゆるものに当てはまるので、それは簡単ではないのではないのでしょうかという意味の発言でございすので、当然その後のいろいろな予算づけ、それからあらゆる施策の実行みたいなことについても、よく議論しながら進めるべきだというふうには思っています。

○議長 清水議員。

○清水議員 私の質疑は端的でないで、何を質疑をしているのかわからないというふうに言われることがあるので、3回目の質疑ですので、簡潔にお伺いいたします。

この条例案について、市民に知らせる努力について何をされましたか。

2点目、これについては議事録に残ることですので、何か共産党が条例に賛成は賛成なのですねみたいなことを言われたので、全然違うのです。共産党が出した皆さんへの考え方の文書は、こう書きました。第4回定例会での条例化については文言整理で賛成できる状況にはありませんと。以上から条例化ではなくということでは先ほどのことを申し上げましたので、何か共産党が条例は賛成なのですよなどと言われたことについては訂正をしていただきたいと思いますと思いますが、お願いいたします。

○議長 本間議員。

○本間議員 言葉じりのやりとりというのは、そろそろにしなければならないなというふうに思いますが、私も反省しなければならないところはあります。

それで、何をしましたかということですが、だから先ほども言いましたが、こういう議会の枠組みで何かをするということはできるものではないのだろうなというふうには思いますし、ですから私は自分の周りのなるべく多くの方に話は聞きましたということです。それは、清水議員が行った10名程度の方の意見を聞いたというのと同じようなことをしていると思います。そして、私だけではなくて、多分皆さんお聞きになっていることあるのだろうなというふうには想像しています。

そして、賛成とおっしゃったので、言葉じり捕まえただけですので、共産党がそういうふうに思

っているというふうには認識していないかもしれませんので、それについては撤回をしたいと思います。

○議 長 山本議員。

○山本議員 会派みどりの山本です。1点だけ提案者の方にお伺いをしておきたいと思います。

本条例、きょう仮に無事可決された後に、多分先ほどのご答弁の中で年末年始の忘年会、新年会等で地ビールが使われるようなご発言をされておりましたけれども、私の思う限りでは各団体等では予算等が決まっているので、ここで地ビールということになっても、多分予算的に無理ではないかなと思います。

それで、仮に決まったときに、そういう要請は多分どなたか、市がするのか、ここにいる議員みんながするのか。これみんなの責務になるのかなと思うのですが、その辺のことをちょっとだけ確認をしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議 長 山本議員の質疑に対する答弁を求めます。本間議員。

○本間議員 それでは、山本議員の質疑に対して答弁を申し上げます。

どういうふうに使ってもらうのかということで、予算ももう設定されている上においてどうするのかということでございますけれども、当然余りフライングでそんなことを言って歩くわけにもいかないということが現実としてありますので、ですからなるべく早いタイミングで、当然やっぱり議員の皆さんにもいろんな自分の所属しているところ、そうでないところも含めてPRを、もし制定された場合していただきたいですし、それから滝川市においてもぜひやっていただきたいですし、また例えば商工会議所だとか、その他団体についてもぜひ使っていただけるように乾杯を地元酒でしていただけるように要請はしていきたいなというふうに思っています。

それで、市がやるのか議員がやるのかということですが、やっぱりできるだけ総力でこれに当たっていくのが一番よいのではないかなというふうに私自身は願っております。

○議 長 山本議員。

○山本議員 もう一点だけお伺いをしたい。

今ご答弁いただいたのですが、やはりもう年末が12月も半分近づいてございますので、多分周知期間が足りないのだらうなと思ってございます。そんなことを考えるのであれば、この乾杯条例ができましたよと。やっぱり半年ぐらいの、せめてそのぐらいの期間が市民周知のために必要ではないかなと思ってございますけれども、これはやはりたとえきょう決まっても、市民周知は非常に難しいのかなと思いますけれども、その辺十分熟慮されてのご提案なのか、最後にそれだけお答えを願いたいと思います。

○議 長 本間議員。

○本間議員 ご答弁申し上げますけれども、まずPRということですね。多分これは当面は報道頼りというふうにも思うところです。スタートについてはそういうことです。そして、やはり正直自分なんか所属するような団体等には、その旨はもし通ったらぜひやってくださいというふうなことは伝えてございます。正直フライングですが、だから、そういうことが一つこれはPRになるのだらうなというふうには思っているのですが、確かに整ってはいません。何カ月、半年で整えて、

では次の段階がいいのではないかとおっしゃいますけれども、まずそれもやって、また周知をさらにする努力をして、例えば歓送迎会のシーズンももうすぐ3月、4月になりますし、そうしたときにしっかり使っていただけるような段取り、またそういう機会を通してやっていただけるように、少しずつ浸透していくようなことができればなというふうには思っています。当面のPRについてはそうしたことで、多分不十分なこともあるのではないかとすることは想定したものでございます。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。館内議員。

○館内議員 私は、日本共産党を代表しまして、議案第14号 滝川市乾杯条例を否とする立場で討論をいたします。

まず、乾杯条例について議論をされた経済建設常任委員会及び各議員の皆様にご心から敬意を表します。この間、乾杯条例案につきましては、提案された本間議員を初め、数人の方から説明を受け、委員を出していない会派として委員会の傍聴をしてきました。その中で特に市の施設でクラフトビールを生産している大雪地ビールが撤退の可能性があるとのことのお話もあり……

(何事か言う声あり)

○館内議員 失礼いたしました。訂正をいたします。

経営が厳しいとのことのお話もあり、何らかの手を打つことは必要と考えます。

しかし、以下の点から賛成できません。

1点目、第4条、市民の協力を入れることに賛成できません。条例案が議論されていることは、市民は知りません。市民の協力を条文化した既存条例の多くは市長提案であり、各種委員会や審議会等で意見を聞いています。しかし、今回は数少ない議員提案でもあり、残念ながらそのような機会がなく進められています。

2点目、日本共産党として20人程度の市民に意見を聞きましたが、賛同する意見は皆無に近い状況です。滝川民報でも赤旗読者へお知らせをしております。主な意見をそのまま列記します。地ビールは価格が高い。今後生産されるワインも高いのではないかと。協力したい気持ちがある人でも難しいのではないかと。市民に努力義務、酒店、飲食店など中間業者に負担を負わせる可能性があるが、問題はないのか。個人の嗜好に条例で入り込んでよいのか。入り込まれるのは嫌だ。農産物や加工品を含めた地産地消を促進する条例であれば問題はない。酒類等の販売促進が条例の目的というが、試飲会や宣伝、店頭に置いてもらうなど滝川市は行政努力をしているのか。以上から、条例化ではなく、市の役割の発揮を強化することを議会として求めることがまず必要と考えます。市内外での地ビール試飲会開催に対しての補助金や店頭においても、賞味期限を過ぎた場合の返品に対する補助金などを予算化するなど求めるものです。完全民間のワインについては、既存の制度で支援ができないのであれば支援方法を別途検討する必要があると考えます。

以上、日本共産党の討論といたします。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 私は、会派清新を代表して、議案第14号 滝川市乾杯条例を可とする立場で討論いたします。

以下2点にわたり賛成理由を述べますが、本条例案では地元酒等の利用促進を大きな目的としていることに賛同し、提案者となった経緯を前段申し述べておきます。

私は、超高齢化や過疎化が自治体の存続自体を脅かしている日本の状況下において、この近年本市に既に投資して事業展開をしている企業や、あるいは今後新規の参入を検討している法人、個人に対して何かサポートできる環境づくりが必要ではないかと考えます。私個人としては、その事業展開への行為や決断に関して、敬意あるいは感謝といった感情を持っておりますし、市民、市全体でそういう気持ちを持つということがあってしかるべきだというふうに思います。本条例案は、地元酒を利用しての乾杯習慣を広める努力をするということで、事業者への協力姿勢を示す大きな機会になるというふうに考えております。

第2に、地ビールについて述べれば、本来は滝川市が大きくかわり、設立した補助事業であることを忘れてはなりません。一旦休止していた製造施設が市の担当者やさまざまな関係者の大変な努力で誘致した結果として大雪地ビール株式会社が施設を利用しての事業展開を決断いただいた経緯があります。当時休止ではなく、廃止となっていれば補助金返還という事態になっていたと考えられます。それは、現状でも少なからずともあるというふうに考えています。私は、アルコールという特殊性を用いてのこの条例制定が果たしていいのかとか、あるいは条例制定というのは余りにも重いのではないかという意見に対してはそれを尊重いたしますが、今回議員提案ということで、その結果はわかりません。プラスに転じるか、何もプラスにならない結果になるかもしれませんが、そういうことを提案していくということ、それからトライをしていくということが私は間違っていないし、責められるべきものではないというふうに考えます。アルコール類に対する個人の嗜好はさまざまでしょうし、それ自体が否定されることがあってはなりませんが、本条例案を機にほんのわずかではあるかもしれませんが、乾杯というセレモニーに利用される機会がふえ、地元酒への認識や販売への拡大に寄与することができることを期待し、また私自身も努力をし、賛成討論いたします。

○議長 三上議員。

○三上議員 私は、公明党を代表し、議案第14号 滝川市乾杯条例に反対の立場で討論いたします。

私は、条例を制定する際に考えなければならないこと、それは条例化の必要性、そして妥当性、裏づけとなるものがそろって初めて制定への動きが始まると考えております。今回上程された乾杯条例の問題点は、議会内での議論が不十分な上に罰則規定がなく、拘束力もないのであるから、市民へ理解される。そして、消費拡大につながり、業者からの要望にもお応えすることができる、そういう安易な点がある点であります。本来個人の嗜好にかかわることを条例で定めるべきでないし、市民の自発的な運動として我がまちのビールあるいはワインの消費を拡大していこうという大運動へと発展していくことが理想であります。仮にこの条例が制定されるのであれば、滝川の基幹産業である農業、つまり滝川産米を積極的に消費する地産地消条例を制定することが優先されるべきで

あります。しかしながら、先ほど申し上げたように、個人の嗜好にかかわることへのこの条例化は慎重に検討すべきであると考え、今回は反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長 長 安樂議員。

○安樂議員 私は、新政会を代表して、議案第14号 滝川市乾杯条例を可とする立場で討論いたします。

本市においては、平成16年3月に滝川産のお酒であったSKYビールが生産を中止し、それ以降本市における滝川産のお酒がない状態がしばらく続いておりました。行政及び関係者などの懸命なご努力により、平成26年11月に現在ある滝川クラフトビール工房が生産を開始し、滝川産のビールが復活をいたしました。今後は、滝川産のワインの生産も予定されております。本条例を設定することにより、現状より多くの市民、または人々に滝川産のお酒を認知、愛飲していただき、利用促進を図ることはもとより、地元産のお酒を愛し、守るという機運をオール滝川で高めるための一助になるものと考えております。

また、近い将来を見据えて、滝川産の地ビールやワインが滝川にとどまらず、全道、全国に進出するための第一歩となり得る可能性もあり、また本市における経済の活性化につながる可能性も大いに秘めているものというふうに思料いたしております。

以上のことから、本条例を賛成とする討論といたします。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第14号は可決されました。

◎日程第5 報告第1号 例月現金出納検査報告について

○議長 長 日程第5、報告第1号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第1号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成30年7月から9月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査の期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められま

せんでしたが、一部に改善検討が必要と思われる事項につきましては、旅費の積算誤りがありましたので講評において指導したほか、検査の過程において軽易な事項についてはその都度直接担当職員に是正または適正な処理方を指導、助言しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第1号 例月現金出納検査報告を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第6 意見書案第1号 日米物品貿易協定交渉に関する要望意見書

意見書案第2号 認知症施策の推進を求める要望意見書

○議長 長 日程第6、意見書案第1号 日米物品貿易協定交渉に関する要望意見書、意見書案第2号 認知症施策の推進を求める要望意見書の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。柴田議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案2件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 日米物品貿易協定交渉に関する要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済再生担当大臣であります。

意見書案第2号 認知症施策の推進を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び第2号の2件は、いずれも可決されました。

◎日程第7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 長 日程第7、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第4回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長挨拶

○議長 長 以上で予定されました日程は全て終了いたしました。市長から発言の申し出がございませんので、これを許したいと思います。市長。

○市長 長 それでは、議長のお許しをいただきまして、第4回定例会が閉会するに当たりまして一言お礼のご挨拶を申し上げる次第でございます。

12月5日に開会されました本定例会でございますが、本日までの9日間、議員各位におかれましては精力的にご審議いただき、提出されました議案全て可としてご了承賜りましたことに改めて感謝とお礼を申し上げたいと思っている次第でございます。

いよいよ年末でございます。来年新しい元号という形で時代の大きな転換点を迎えるわけでございます。その中において、滝川市政、数多くの課題に臨んでいかなければいけないわけでございますので、議員各位のますますのご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げますとともに、それぞれがご健勝にてすばらしい年を越されますことをご祈念申し上げ、お礼のご挨拶とします。

大変ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長 長 本年最後の第4回定例会の閉会に当たり、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

本年も定例会、そして臨時会におきまして議員の皆様におかれましては精力的にご審議、そしてご議論を賜りましたこと、また理事者の皆様方には懇切丁寧に議会に対するご対応をいただきましたことに対しまして、心から感謝と御礼を申し上げたいというふうに思います。

また、本日も議員提案という中で皆様方にはご審議を賜りました。議会改革特別委員会の中でも議員間討議ということがご議論いただいたわけでございますが、この秋以降、本会議の中では何度か議員間討議という中で議員提案がございました。このことは、私自身は議員の皆様方の資質の向上に間違いなくつながっていくものと確信をしているところでございます。

本年も残すところあと半月となりました。それぞれ皆様方におかれましては、ご自愛の上、そしてまた来年がすばらしい1年でありますことをご祈念申し上げますとともに、来年は統一地方選挙の

年でもあります。それぞれ皆様方が掲げられます所期の目的がしっかりと達成されますことを心からご祈念を申し上げまして、本年この定例会に当たりましての私からのご挨拶とさせていただきます。

本年1年間、まことにありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成30年第4回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時07分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員